

政令第 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに同法第十一条第一項、第十五条第三項、第十七条第一項、第十八条各号、第十九条第一項各号、第二十一条第一項、第二十八条第一項、第三項及び第四項、第四十三条第一項（同法第五十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項及び第九項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改める。

第二条第二項第一号中「次条」を「第十三条」に改める。

第四条を第十四条とし、第三条を第十三条とし、第二条の次に次の十条を加える。

(住宅部分)

第三条 法第十一条第一項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切り壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。次条第一項において同じ。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）

二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の専用に供するもの（前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）

三 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

(特定建築物の非住宅部分の規模等)

第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で

定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第十条を除き、以下同じ。）の合計が二千平方メートルであることとする。

2 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

3 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物以外の建築物の非住宅部分の増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

（所管行政庁への建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付の対象となる建築物の住宅部分の規模等）

第五条 法第十五条第三項の政令で定める建築物の住宅部分の規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 法第十五条第三項の政令で定める増築又は改築に係る住宅部分の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

(特定建築物に係る報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第十七条第一項の規定により、特定建築物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十七条第一項の規定により、その職員に、特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(適用除外)

第七条 法第十八条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
- 二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）

2 法第十八条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 文化財保護法第四百十三号第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物
- 三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物
- 四 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 六 景観法（平成十六年法律第一百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された

建築物

3 法第十八条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの

二 建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

三 建築基準法第八十五条第五項の規定による許可を受けた建築物

(所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模)

第八条 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、新築に係る特定建築物以外の建築物の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 法第十九条第一項第二号の政令で定める規模は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

(建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第二十一条第一項の規定により、法第十九条第一項各号に掲げる行為に係る建

建築物の建築主等に対し、当該建築物につき、当該建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十一条第一項の規定により、その職員に、前項の行為に係る建築物又はその工事現場に立ち入り、当該建築物並びに当該建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅の戸数)

第十条 法第二十八条第一項の政令で定める数は、一年間に新築する一戸建ての住宅の戸数が百五十戸であることとする。

(住宅事業建築主に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十一条 法第二十八条第三項の政令で定める審議会は、社会資本整備審議会とする。

(一戸建ての住宅に係る報告及び立入検査)

第十二条 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一 新築した一戸建ての住宅の戸数

二 一戸建ての住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項

2 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場又は住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該一戸建ての住宅、当該一戸建ての住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

本則に次の一条を加える。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間)

第十五条 法第四十三条第一項(法第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(特定増改築の範囲)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める範囲は、二分の一を超えないこととする。

(特定増改築に係る特定建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 所管行政庁は、法附則第三条第九項の規定により、特定増改築に係る特定建築物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法附則第三条第九項の規定により、その職員に、特定増改築に係る特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第二条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十三号」の下に「及び第二十六号」を加え、同項中第三十三号を第三十四号とし、第二十六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第三条 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十九号」の下に「及び第二十二号」を加え、同項中第三十号を第三十一号とし、第二十二号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第四条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び第十七号」を「、第十七号及び第十九号」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第十九号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第

十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで
(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（登録調査機関の登録の有効期間）」に改め、同条中「（法第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）」を削る。

第十四条中「（以下「空気調和設備等」という。）」を削る。

第十五条から第二十条の四までを削り、第二十一条を第十五条とし、第二十二条を第十六条とし、第二十三条を第十七条とし、第二十三条の二を第十八条とし、第二十三条の三を第十九条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条を第二十条とし、同条の前に見出しとして「（報告及び立入検査）」を付する。

第二十五条を第二十一条とし、第二十六条から第三十条までを四条ずつ繰り上げ、第三十一条及び第三十一条の二を削る。

第三十二条中「第八十七条第十三項」を「第八十七条第十項」に改め、同条を第二十七条とする。
第三十三条の表の七の項を削り、同条を第二十八条とする。

第三十四条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条を第二十九条とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第六条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、

第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第七条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十三号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、

第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、

第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第八条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第六十号を第六十一号とし、第四十七号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、

第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

(独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正)

第九条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成十五年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

(独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正)

第十条 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号から第三十五号までを四号ずつ繰り上げ、第三十六号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、

第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

第十六条第一項中第三十七号を第三十四号とし、第三十八号から第四十五号までを三号ずつ繰り上げる。

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第十一条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、

第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第十二条 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の六第三項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十八条第三項」に改める。

第六条第一項の表建築分科会の項第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令の一部改正)

2 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令(平成四年政令第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「当該市」の下に「(第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市)」を、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」の下に「(平成四年法律第七十六号)」を加える。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴い、特定建築物の非住宅部分の規模等を定める等建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。